

## 特定施設 報恩積善会

### 「特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護」 重要事項説明書

当ホームは、介護保険の指定を受けています。

介護保険事業所番号  
( 3 3 7 0 1 0 8 4 3 7 )

当ホームは、入居者に対し、養護老人ホーム報恩積善会が指定を受けて行う特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護を提供します。ホームの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことなどについてご説明します。

#### 1. 事業者

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 名称    | 社会福祉法人 報恩積善会       |
| (2) 所在地   | 岡山市北区津島笹が瀬 9 番 8 号 |
| (3) 電話    | 086-252-0471       |
| (4) F A X | 086-252-3044       |
| (5) 代表者   | 理事長 田淵 薫           |
| (6) 設立年月  | 大正元年 9 月 24 日      |
| (7) 連絡先   | 事務局 (086-252-0471) |

#### 2. ホームの概要

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| (1) 事業の種類 | 特定施設入居者生活介護         |
| (2) 名称    | 特定施設 報恩積善会          |
| (3) 所在地   | 岡山市北区津島笹が瀬 9 番 8 号  |
| (4) 電話    | 086-252-0471        |
| (5) F A X | 086-252-3044        |
| (6) 管理者   | 田淵由春(養護老人ホーム施設長を兼務) |
| (7) 開園年月  | 大正元年 9 月 24 日       |
| (8) 定員    | 70人                 |
| (9) 周辺環境  |                     |

ホームは、美しい緑に囲まれた自然環境にあります。

また、ホームに隣接して住宅地があり、地域社会との日常的なふれあいを感じながら過ごしていただけます。

#### (10) ホームの目的

ホームは、介護保険法令に従い、特定施設入居者生活介護計画・介護予防特定施設入居者生活介護計画（以下「特定施設サービス計画」という。）の作成、入居者の安否の確認、生活相談等（以下「基本サービス」という。）、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上のお世話等を行うことを目的としています。

#### (11) ホームの運営方針

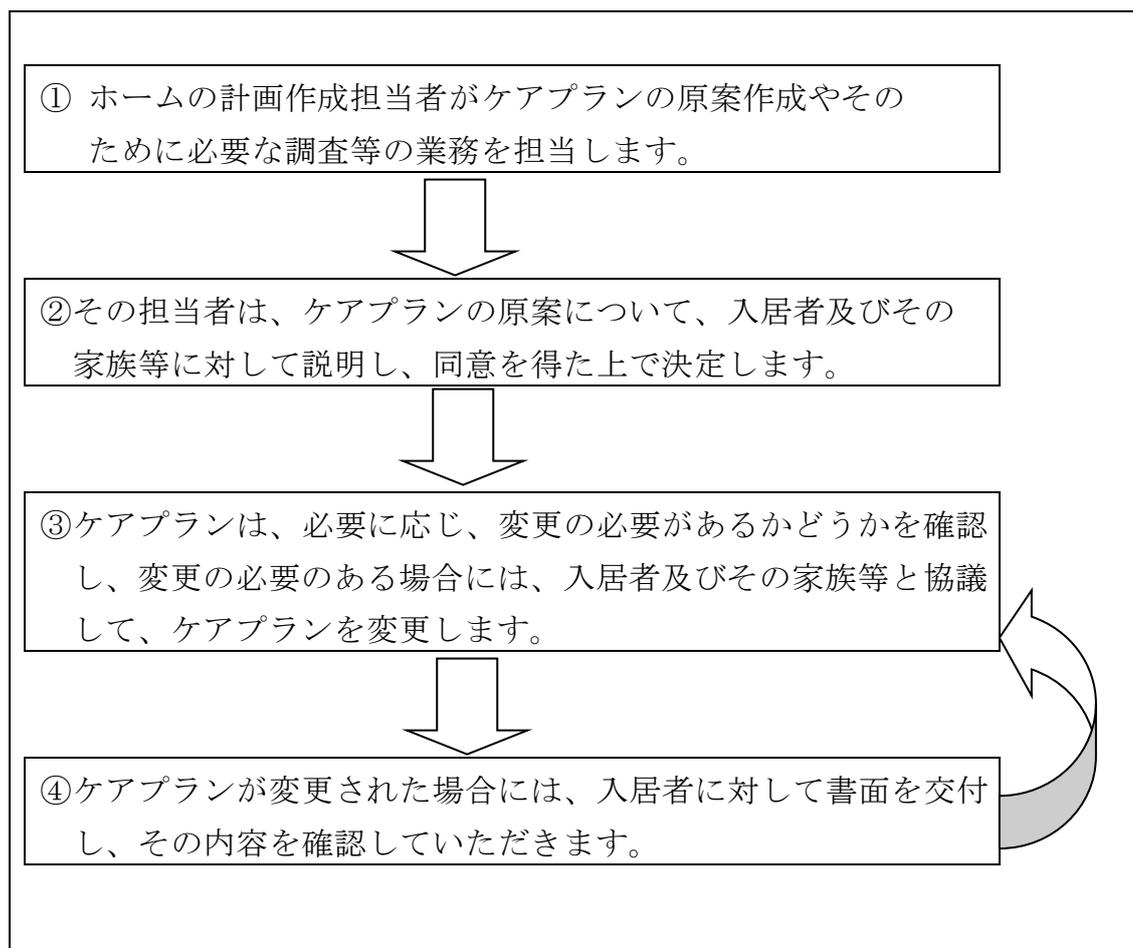
- ①ホームは、特定施設サービス計画に基づき、サービスを適切かつ円滑に提供することにより、入居者が要支援、要介護状態になった場合でも、ホームにおいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。
- ②ホームは、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

### 3. 利用対象者

利用対象者は、養護老人ホーム報恩積善会入居者のうち、介護保険制度における要介護認定の結果、要支援、要介護と認定された方が対象となり、ホームと介護サービスの利用に係る契約を締結していただくこととなります。

### 4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1)入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「特定施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。
- (2)ケアプランの作成及びその変更は、次のとおり行います。



## 5. 職員の配置状況

ホームでは、特定施設入居者生活介護の職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### <主な職員の配置状況>

職種	基準人員	現在の在籍人員
1. 管理者	1名	1名（養護老人ホーム施設長と兼務）
2. 生活相談員	2名	1名（常勤） 1名（計画作成担当者と兼務）
3. 計画作成担当者	1名	1名（生活相談員と兼務）
4. 看護職員	2名	1名常勤（機能訓練指導員と兼務） 2名（非常勤）（常勤換算後1名）
5. 機能訓練指導員	1名	1名（看護師と兼務）
6. 介護職員	15名	15名以上（常勤換算後） （支援員と兼務）

### ＜配置職員の職務内容＞

管 理 者：ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、ホームの職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

生活相談員：入居者の生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行います。

また、常に計画作成担当者との連携を図り特定施設サービス計画につなげます。

計画作成担当者：入居者に係る特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更してご利用者の満足度を確保します。

看護職員：入居者の日常生活上の医療に係る援助業務、並びに急病、緊急時の対応を行います。

機能訓練指導員：入居者一人一人の症状や目的に合わせて出来るだけ自立した生活が出来るよう支援を行います。

介 護 職 員：入居者の日常生活上の援助業務を行います。

## 6. ホームが提供するサービスと利用料金

### （1）サービスの内容

#### ① 居室の提供（費用負担）（養護老人ホーム入所者徴収金による） （別紙2参照）

居室は、入居者の性別、心身の状況等を考慮して決定します。

疾病、人間関係、心身の状態の変化により居室の移動が必要となった場合、事業者は入居者と十分話し合い、同意を得てから移動してもらいます。

（なお、感染症等の急を要する場合は、速やかに一時介護室へ移動していただきます。）

## ② 食事（費用負担）（養護老人ホーム入所者徴収金による）

（別紙 2 参照）

当施設では、栄養士の立てる献立表により、入居者の栄養並びに身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。また、入居者の自立支援のため、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 〈朝食〉 7：30～8：30  
                  〈昼食〉 11：30～12：30  
                  〈夕食〉 17：30～18：30

## ③ 入浴介助

入浴又は清拭を最低週2回行います。

## ④ 排泄介助

排泄の自立が困難な入居者には身体能力を最大限活用した援助を行います。

その他日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上のお世話等があります。ご希望により、入居者に連絡するのと同様の通知をご家族等へも行います。

## (2) サービス利用料金

### ＜介護保険給付対象のサービス＞

別紙の料金表のとおりとします。

#### ◎利用料の変更等

介護保険法など関係法令の改正及び経済的状況の著しい変化その他止むを得ない自由がある場合は、規定する利用料を変更することがあります。

利用料を変更する場合は、1か月前までにあらかじめ入居者又は、その家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

### ＜介護保険給付対象外のサービス＞

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

- ① 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、契約者に負担させることが適当と認められるもの。（別紙 I 参照）

- ② おむつ代（利用額の 40%）、自治会費 月 500 円、  
散髪代 1,000 円～2000 円  
クラブ活動謝礼 一クラブについて年 2,000 円

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記の自己負担に係る料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、事業者が指定する方法で支払うものとします。

### (4) 医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

#### 協力医療機関

名 称	済生会総合病院
所在地	岡山市北区伊福町 1 丁目 17 番 18 号
診療科	内科・外科（086-252-2211）

名 称	医療法人南風会（アップル歯科）
所在地	岡山市北区横井上 211-1
診療科	歯科（086-294-3839）

## 7. サービス利用契約の終了について

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に、このような事項に該当するに至った場合には、ホームとの契約は、終了します。

- ①入居者が死亡された場合
- ②要介護認定等によりご入居者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ホームが介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑤施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥入居者から中途解約、又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合

**(1) ご入居者からの中途解約・契約解除の申し出**

契約の有効期間中であっても、入居者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

**(2) 事業者からの契約解除の申し出**

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入居者によるサービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③入居者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の入園者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入居者の行動が、他の入園者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいはご入居者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

**(3) 契約の一部が解約、又は解除された場合**

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに係る条項は、その効力を失います。

**8. サービス提供における事業者の義務**

ホームは、入居者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ② 入居者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入居者から聴取、確認します。
- ③サービスを行っているときに、入居者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師又は協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、あらかじめお届けいただいている緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。
- ④非常災害対策に関する具体的計画を策定するとともに、入居者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ⑤入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑥入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入居者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑦入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑧入居者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講じます。
- (1) 虐待防止に関する責任者の選定（管理者）
  - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置をとります。
- また、特定施設入居者生活介護の提供に当たり、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ⑨入居者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。
- ⑩事業者及びサービス従事者又は職員は、サービスを提供するに当たって知り得た入居者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- また、これを保持する義務は、サービス提供が終了した後に置いても継続します。
- 事業者は、入居者から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いません。また、契約者の家族の個人情報についても、同様とします。
- ただし、入居者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に入居者の

心身等の情報を提供します。

また、入居者の円滑な退園のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、入居者の同意を得て行います。

## 9. サービスご利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の利用上の注意義務等

① ホームの施設、設備、敷地は、その本来の用途に従って利用して下さい。

居室 一人部屋 46 室 居室面積 11.84 m<sup>2</sup>

(一部 11.65 m<sup>2</sup>の部屋があります。)

二人部屋 12 室 居室面積 18.75 m<sup>2</sup>

◎居室の変更：契約者の心身の状況により入居者と十分話し合い、本人同意の上、居室を変更する場合があります。

浴場 2 箇所 30 m<sup>2</sup>

食堂 216.33 m<sup>2</sup>

機能訓練室 112.0 m<sup>2</sup>

② 入居者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。

③ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、入居者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

### (2) ホーム内禁止行為

① ケンカ、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

② 政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人に迷惑を及ぼすこと。

③ 決められた場所以外での喫煙。

④ 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊すること。

⑤ ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

⑥ 故意又は無断で、設備もしくは備品に損害を与え、又はこれらをホーム外に持ち出すこと。

## 10. 介護（介護予防）サービス利用に係る個人情報使用同意について

(1) 入居者及びその家族等（法定後見人を含む）個人情報であって、サービ

ス提供に必要な利用目的

○介護関係事業者の内部での利用に係る事例

- ・当該事業者が介護サービスの利用等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・サービス担当者会議
- ・介護サービス事業者の管理運営業務
  - 「入退居等の管理」
  - 「会計・経理」
  - 「事故等の報告」
  - 「当該入居者の介護サービスの向上」
- ・費用の請求及び収受に関する業務

○他の事業者への情報提供を伴う事例

- ・当該事業者が入居者等に伴う事例
  - 「当該入居者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）紹介への回答」
  - 「その他の業務委託」
  - 「家族等への心身の状況説明」
- ・介護保険事務
  - 「保険事務の委託」
  - 「審査機関支払機関へのレセプト請求」
  - 「審査支払期間又は保険者からの照会への回答」
- ・入居者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(2) 上記以外の利用目的

○介護関係事業者の内部での利用に係る事例

- ・介護関係事業者の管理運営業務
  - 「介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料」
  - 「介護保険施設等において行われる学生の実習の協力」

1 1. 事故発生時の対応について

ホームは、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速

やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、管理者、従業者共に原因を究明、検討し事故の再発防止に努めます。

## 12. 損害賠償について

(1) ホームにおいて、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 入居者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、ご入居者の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 入居者（その家族、身元引受人等も含む）がサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ③ 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としな  
い事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

### 13. 苦情の受付について

#### (1) ホームにおける苦情の受付

ホームにおける苦情やご相談は、以下の専用窓口（9：00～18：00）  
で受け付けます。（月曜～金曜）

##### 苦情受付担当者

〔氏名〕 井本与志恵

〔職名〕 養護老人ホーム 報恩積善会 生活相談員

〔連絡先〕 086-252-0471

##### 苦情解決責任者

〔氏名〕 田淵由春

〔職名〕 養護老人ホーム 報恩積善会 施設長

〔連絡先〕 086-252-0471

##### 第三者委員

〔氏名〕 濱野正美

〔職名〕 社会福祉法人 報恩積善会 理事、後援会会長

〔連絡先〕 086-253-6685

〔氏名〕 武田和子

〔職名〕 報恩積善会 後援会理事

〔連絡先〕 086-255-0624

苦情の受付窓口は、上記受付担当者となります。

また、第三者委員も直接、苦情を受け付けることができます。第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため、双方への助言や話し合いへの立ち会いなども致します。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と、話し合いによって、円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

岡山県 国民健康保険団体連合会	所在地：岡山市北区桑田町17-5 電話：086-223-8811 FAX：086-223-9109 受付時間：8：30～17：15 月～金
岡山市 保健福祉局事業者指導課 施設係	所在地：岡山市北区大供3丁目1番18号 電話：086-212-1014 FAX：086-221-3010 受付時間：8：30～17：15 月～金

特定施設入居者生活介護の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住所 岡山市北区津島笹が瀬9番8号  
名称 社会福祉法人 報恩積善会  
代表者 理事長 田 淵 薫

説明者 職名 管理者  
氏名 田 淵 由 春 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所

氏名 印

身元引受人

住所

氏名 印

(契約者との関係)

私は、契約者が、事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名 印

## 標準的な介護サービス等の一覧

介護の程度	軽度 (要支援1・2)	中度 (要介護1～3)	重度 (要介護4・5)
	保険給付対象に含まれるサービス	保険給付対象に含まれるサービス	保険給付対象に含まれるサービス
入浴介助	2回/週(月・木)(火・金) 声掛け/見守り	2回/週(月・木)(火・金) 声掛け/見守り 一部介助/全介助	2回/週(月・木)(火・金) 声掛け/見守り 一部介助/全介助
排泄介助	声掛け/見守り	声掛け/見守り 一部介助/全介助/清拭 9時、随時	声掛け/見守り 一部介助/全介助/清拭 9時、随時
食事介助	毎食時 声掛け/見守り/配膳/下膳 服薬確認	毎食時 声掛け/見守り/配膳/下膳 服薬確認	毎食時 声掛け/見守り/配膳/下膳 一部介助/服薬確認
移動介助 更衣介助 整容介助	声掛け/見守り	声掛け/見守り 一部介助/全介助	声掛け/見守り 一部介助/全介助
服薬管理	薬の預かり 配薬 声掛け/見守り	薬の預かり 配薬 声掛け/見守り/一部介助	薬の預かり 配薬 声掛け/見守り/全介助
掃除介助 (援助)	必要時 声掛け/見守り	毎日 声掛け/一部介助/全介助	毎日 声掛け/一部介助/全介助
洗濯介助 (援助)	必要時 声掛け/見守り	必要時 声掛け/一部介助/全介助	必要時 声掛け/一部介助/全介助
相談/助言 連絡	随時	随時	随時
健康管理 健康相談 生活指導	随時/年2回健診 随時 随時	随時/年2回健診 随時 随時	随時/年2回健診 随時 随時
巡回	18時30分/22時 随時	18時30分/22時 随時	18時30分/22時 随時
緊急時対応 緊急コール	随時	随時	随時

別途徴収を行うサービスはありません。

## 別紙（１）

### （２）サービス利用料金

＜介護給付対象外のサービス＞

① 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。

（②以外の例）

（例）

- ①（日用品）歯ブラシ、歯磨き粉、入歯洗浄剤、洗濯石鹼他
- ② 個人のシャンプー、タオル、ティッシュ等
- ③ 電気カミソリ、カミソリ
- ④ 人工肛門のパウチ
- ⑤ 電気製品（テレビ、扇風機、ラジカセ、電気毛布、アンカ）
- ⑥ 嗜好品（酒類、煙草、菓子類等）
- ⑦ 衣類、下着等

※上記の物品で日常的に必要なものについては、施設が代行購入し、お預かりの通帳より引き落とすことができます。また、家族で持ち込んでいただくこともできます。

